

## 令和4年度 定期監査の指摘事項に対する措置状況一覧

指摘事項内容	措置状況	措置通知 年 月 日	備考
総務部（財産経営課）			
<p>行政財産使用許可について（財産） 行政財産使用許可申請について、行政財産を使用する者は行政財産使用許可申請書を提出する際に図面を添えることになっているが、添付されていないものが散見される。申請書を受理する際には添付されているかどうか確認されたい。また、当課は財産規則所管部署であることを踏まえ、規則に遵守した事務処理を徹底されたい。 （鳥取市財産規則第11条第3項） &lt;財産経営課、佐治町総合支所&gt;</p>	<p>各職員が事務処理に関連する規定や条例等を再確認し、適切な事務処理に努めるよう周知徹底しました。 行政財産使用許可申請書に図面が添付されたものを受理し、適切な事務処理を行いました。</p>	R5. 4. 27	
企画推進部（秘書課）			
<p>契約事務について（契約） 次の不適切な事務処理が見られた。事務の執行に際しては、関係規程を遵守し、適切に事務処理されたい。 （1）随意契約理由書が作成されていなかった。10万円以上の随意契約を行う場合は予定価格を記載した書面（随意契約理由書）が必要である。 （鳥取市契約規則第22条、随意契約運用基準） （2）見積書の徴収が必要な契約で、見積書が徴収されていなかった。 （鳥取市契約規則第23条）</p>	<p>令和5年度の契約事務にあたっては、随意契約理由書の作成、見積書の徴収を行い、適切な事務処理を実施しました。</p>	R5. 4. 27	
企画推進部（情報政策課）			
<p>予算執行に係る事前審査について（支出） 予算執行に係る書類の事前審査制度において、出納室及び行財政改革課への事前審査・合議の対象に該当する委託料、負担金・補助及び交付金について、契約締結日等から1か月～4か月程度を経過して支出負担行為書何が出納室に回付されたものが複数みられた。 契約の始期等から長期間経過して回付することは、事前審査制度を形骸化する事務処理であり認められない。当該制度の趣旨を尊重し、適切な時期に起案して審査・合議の決裁を受けるよう事務処理を徹底されたい。</p>	<p>契約内容の確認に伴う契約事項の修正や、契約相手先業者の社名変更による見積書の遅延などにより、支出負担行為書何の起案遅れが生じたものです。今後は、契約締結前に确实かつ適正に処理を行うよう課内周知を行うことで再発防止を図りました。併せて予算要求している項目ごとで起案から支払いまでの進捗が分かるチェックリストを作成し、決裁時に都度更新する運用としました。これにより支出負担行為等の起案遅れを確認し、担当者へフォローも行うよう運用を始めております。</p>	R5. 4. 27	

## 令和4年度 定期監査の指摘事項に対する措置状況一覧

指摘事項内容	措置状況	措置通知 年 月 日	備考
企画推進部（情報政策課）			
<p>公有財産の使用許可について（財産） コミュニティFM中継局関連設備について、管理運用及び保守業務委託をしている業者に使用させていたが、必要な使用許可の事務手続きが行われておらず、使用に係る料金も徴収していなかった。早急に適切な対応をとられたい。 （鳥取市行政財産使用料条例第2条、鳥取市財産規則第11条）</p>	<p>FM鳥取より「物品借受申請書」を受領し、速やかに「コミュニティFM中継局（演奏所・本陣山・毛無山・小倉山）賃貸借契約」を締結し、使用料の徴収については、令和5年3月29日に納付書を送付しました。</p>	R5. 4. 27	
市立病院医事課			
<p>契約事務について（契約） 医療費未収金管理回収業務委任契約について、次の不適切な事務処理が見られた。事務の執行に際しては、関係規程を遵守し、適切に事務処理されたい。 （1）随意契約理由書が作成されていなかった。10万円以上の随意契約を行う場合は予定価格を記載した書面（随意契約理由書）が必要である。 （鳥取市契約規則第22条、随意契約運用基準） （2）見積書の徴収が必要な契約で、見積書が徴収されていなかった。 （鳥取市契約規則第23条）</p>	<p>鳥取市契約規則、随意契約運用基準等関係規定の遵守について職員に周知徹底するとともに、指摘以降の契約事務では、主査、副査によるダブルチェックを行い、規則や運用基準に則った適切な事務処理に改めました。</p>	R5. 4. 27	